

## (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 沼木敬寿園 運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬寿会が開設する小規模多機能型居宅介護事業所沼木敬寿園（以下「事業所」という。）が行う小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援又は要介護状態にある利用者に対し、適正なサービスを提供し、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所は、介護保険法の主旨に従って利用者の意思及び人格を尊重し、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画（に基づいて、サービスの拠点に通わせ、もしくは随時訪問や宿泊を組み合わせて、常に利用者の立場に立ったサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活を支援する。

- 2 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、山形市、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所 沼木敬寿園
- (2) 所在地 山形市大字沼木 6 8 - 1

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・介護職員と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（常勤専従）  
介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに小規模多機能型居宅介護の利用に関する山形市への届出、連携する介護老人福祉施設、医療機関、地域包括支援センター等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従業者 10名以上（看護師1名含む）  
介護従業者は、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービス等の小規模多機能型居宅介護の提供に当たる。

(営業時間等)

第5条 事業所の営業サービスは、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 7時00分から20時30分まで 365日
- (2) 訪問サービス 24時間 365日
- (3) 宿泊サービス 20時30分から翌朝7時00分まで 365日

なお、通い及び宿泊サービスの営業時間については利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を踏まえて柔軟に対応するものとする。

(定員)

第6条 事業所の定員は、次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29人
- (2) 通いサービス定員 18人 (1日あたり)
- (3) 宿泊サービス定員 9人 (1日あたり)

(内容等の説明及び同意と契約)

第7条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

((介護予防)居宅サービス計画の作成)

第8条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

((介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 ((介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- (1) ((介護予防)居宅サービス計画の作成)
- (2) ((介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成)
- (3) 通いサービス
- (4) 宿泊サービス
- (5) 訪問サービス
- (6) 入浴、排泄及び食事等の介護
- (7) 健康チェック（血圧測定等）、全身状態の把握等
- (8) 利用者がその有する能力を高めることに資する機能訓練
- (9) その他日常生活上の支援
- (10) 地域交流支援

((介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第10条 介護支援専門員は、((介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活が継続することができるよう、地域住民との交

流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画（居宅サービス計画書を含む）を作成する。

- 2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。
- 3 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。
- 4 (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

#### ((介護予防)短期利用居宅介護)

- 第11条 事業所は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、空いている宿泊室等を利用し、登録者以外の短期間の指定短期利用居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。
- 2 短期利用居宅介護の定員は、登録定員の空きの範囲内で、空床の宿泊室数を限度とする。
  - 3 緊急やむを得ない場合など一定の条件下とは、利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者が登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。また、サービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。
  - 4 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日内以内（やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。
  - 5 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

#### (利用料その他の費用の額)

- 第12条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業所は、前項の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 宿泊費 2,800円
- (2) 食 費 1日 1,645円 (朝食400円 昼食695円 夕食550円)
- (3) 電気代 月額 300円 (居室内で嗜好電化製品を半月以上使用時)
- (4) 理美容代 実費
- (5) 紙おむつ代等 実費
- (6) 利用者の負担が適当と認められるものの費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。

#### (通常の事業の実施地域)

第13条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供する通常の地域は次のとおりとする。

- (1) 山形市

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 サービス利用に際し、利用者は下記の事項を守らなければならない。

- (1) 他利用者やその家族、従業者等に対する宗教活動、政治活動は行わない。
- (2) 定められた場所以外での喫煙は行わない。
- (3) その他、他利用者やその家族、従業者等に対する社会通念に反する迷惑行為・言動を行わない。

#### (衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所は、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- (1) 事業所における食中毒及び感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における食中毒及び感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、食中毒及び感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 食中毒及び感染症の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置の記録、必要に応じて山形市及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。

また、日頃から従業者の健康管理を徹底し、従業者や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、利用者及び従業者に

対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。

(緊急時における対応方法)

第16条 従業者は、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスを提供中に、利用者の状態の急変、その他緊急事態等が発生した時には、速やかに主治医もしくは協力医療機関等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、介護サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次に掲げる通り必要な措置を講ずる。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を従業者に周知する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は事故が発生した場合には、速やかに山形市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 事業所は、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる通り必要な措置を講ずる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化に関する指針を整備する。
  - (3) 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。それらの研修等を通じて、身体的拘束等に関して意識の向上や知識・技術の向上に努める。

(高齢者虐待防止について)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる通り必要

な措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定し施設長とする。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止に関する指針を整備する。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- (5) 個別計画書の作成など適切な支援の実施に努める。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを山形市へ通報する。

#### (非常災害対策)

第20条 事業所は、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、地域の消防団や地域住民との連携を図りながら、年2回以上定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービス提供中の非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し避難等迅速適切な措置を講ずる。

#### (業務継続計画の策定)

第21条 事業所は、感染症(新型コロナウイルス感染症等)や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの継続的な実施をするための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を次の通り策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を年2回以上実施し、記録するものとする。

2 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 感染症(新型コロナウイルス感染症等)に係る業務継続計画

- (1) 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等)
- (2) 初動対応
- (3) 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

4 災害に係る業務継続計画

- (1) 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- (2) 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- (3) 他施設及び地域との連携

(研修)

第22条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修機会を設けるものとし、従業者は積極的に研修に参加するとともにその伝達等により自己研鑽並びに事業所の水準向上を図るものとする。

2 事業所は、認知症介護における資質の向上のため、介護に直接携わる従事者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第23条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(秘密の保持)

第24条 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

2 事業所は、従業者に対し、職務上知り得た利用者又は家族等の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持する旨を、雇用契約の内容とする。

(苦情等への対応)

第25条 事業所は、介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して山形市及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いは行わない。

(身分を証する書類の携行)

第26条 事業所は、介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示することとする。

(記録の整備及び公表)

第27条 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- (1) 居宅サービス計画
  - (2) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画（介護予防含む）
  - (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (4) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (5) 山形市への通知に係る記録
  - (6) 苦情の内容等の記録
  - (7) 事故の状況、及び事故に際して採った処置の記録
  - (8) 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等について記録するとともに公表する。
  - (9) 当該事業の自己評価を受け、それを定期的に評価し、その結果を公表する。
  - (10) 事業所において実施する事業の内容について、事業所内に文書で掲示し、インターネット上に開設する事業所のホームページ等において公開する。

(地域との連携)

第28条 事業所は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、山形市の職員又は事業者が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、概ね三月に1回以上、運営推進会議を開催し、提供しているサービスの状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けることとする。

- 2 事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携を図り、また協力をを行う等、地域との相互交流を図ることに努めるものとする。
- 3 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(自己評価と外部評価)

第29条 事業所は、サービスの改善及び質の向上を目的とし、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととする。

- 2 自己評価結果及び外部評価結果は利用者及びその家族に対し手交もしくは送付するとともに公表する。

(掲示)

第30条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、

利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(その他)

第31条 事業所は、適切な(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

第32条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬寿会と施設の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成27年12月25日から施行する。
- 3 この規定は、平成30年5月1日から施行する。
- 4 この規定は、平成30年8月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、令和7年5月1日から施行する。